

令和5年度 福島県の就農支援策

※支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援
8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
福島県	未来を拓く新規就農者等育成支援事業(若い農業者支援事業)	○就農誘導支援事業 ・新規就農者	・就農相談活動の実施(県外における就農相談会の開催)	—	—	農業担い手課 024-521-7340	1
	地域を支える新たな農業者等確保総合事業(新規就農者サポート組織の活動支援)	○就農就農者サポート組織(市町村、JA等で構成される組織)	○就農支援組織の設置・運営(必須) ・就農支援組織の設立に要する経費 ・就農相談窓口の設置・運営に要する経費 ○県内外でのPR・就農相談 ・県内外での就農フェア・就農相談会の開催または参加に要する経費 ・産地見学・農業体験会の開催に要する経費 ○就農者受入条件の整備 ・新規就農者への住居費、農地費の支援(賃借料) ・新規就農者へのリース用の農機具等の導入 ○就農後の伴走支援活動 ・新規就農関連セミナーの開催に要する経費 ・就農前後の実務研修に要する経費 ○関係人口拡大のための活動 ・新規参入希望者と地域の生産者との交流会等の開催 補助率 1/2以内 補助額 上限1,000千円	—	—		9
	多様な担い手確保支援事業(新たな雇用就農者育成対策事業)	就農希望者 雇用就農希望者等	○雇用就農希望者向けに県内農業法人等への正規雇用に向けたマッチングを実施。 ○新規参入者等の雇用就農の定着化を図るため、新規参入者に対して法人就農で必要となる知識や技術習得に向けた研修や実務研修を支援。 ○農業法人等農業経営者向け人材育成セミナーの実施。	—	正規雇用 に向けた マッチ ング:30人		1,2,3,9
	多様な担い手確保支援事業(多様な就農者確保に向けた情報発信事業)	就農希望者 雇用就農希望者等	○就農ポータルサイト「ふくのう」による情報発信、就農ロールモデル等の記事掲載。 ○多様な就農者を確保するため、県内外での就農相談会、オンラインツアー現地見学会による県農業の情報発信。	—	—		1,2,9
	教育機関と連携した就農促進事業	・農業関連高校生等	農林事務所が県内の農業関連高校等と連携しながら下記を実施。 ○農業体験・就農インターンシップ研修 農業関連高校等の生徒を対象に、先進的な取組を行う農家等において農業体験・就農インターンシップ研修を行う。 ○フレッシュ農業講座 農業関連高校等と連携し、生徒と農業者等の交流により、地域の農業に理解を深める講座を行う。 ○就農相談会への参加支援 農業関連高校等の生徒を対象に、就農へのイメージを具体化させるため、県内で開催される就農相談会等への参加を支援する。 ○農業短期大学校におけるGAP及びスマート農業への取組支援 農業短期大学校で実施するGAPやスマート農業の理解醸成のための取組を支援する。	—	—		6,9
	青年農業者等活動支援事業	・青年農業者組織	若い農業者で組織する団体を対象として、農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。	—	—		9
	女性グループ事業活動支援事業	女性農業者グループ	女性グループを対象として、女性の視点を生かしながら農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組を支援する。	令和5年 5月19日 ～6月2 日まで	5団体程 度		9

令和5年度 福島県内の市町村・JAの就農支援策

※支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援
8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
福島市	週末ファーマー体験講座	野菜栽培に興味がある方、新たに農業経営を始めたい方	畑で農作物を生産し、出荷するまでの実地体験及び講座	毎年度5月上旬から12月下旬	8名程度	農業企画課 024-525-3740	2
	農地流動化支援事業(新規就農者対象分)	農業経営基盤強化促進法第19条の規定により農地を集積した新規就農者(法人の場合は農地法3条によるものも含む) ※対象農地は、福島市農業振興地域内の農用地区域の農地	・農地の年間賃料の1/2(年間上限100千円、最長3年間) ・所有権を有した場合、10a当たり20千円(年間上限200千円)	随時	—		4,7
	あぐりっしゅサポートパッケージ(新規就農拡大推進事業)	新規就農者	○就農相談・体験、営農開始後のメンター事業の実施。 ○雇用就農にかかる費用、農業研修費用、就農時初期費用、農機具等導入費用の一部を助成。	随時	—	農業企画課 024-525-3740 https://www.city.fukushima.fukushima.jp/nougyou-n/nougyouyou/kakudaisuishinn.html	1,4,5,9
川俣町	地域おこし協力隊(企業研修型)	(1)都市地域等に現に住所を有している方等。 (2)農業に精通しているか、もしくは興味があり、新規就農を目指す方で、活動期間終了後も川俣町に定住する意欲のある方。 (3)心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲があり、地域住民と積極的にコミュニケーションが図れる方。 (4)普通自動車運転免許を有している方。 (5)パソコンの一般的な操作ができる方。 ※対象者決定のための選考があります。	トルコギキョウ等の新規就農に向けて、山木屋地区での営農の特徴や栽培の実務知識・技術を習得するため、あぶくまカットフラワーグループの営農者(里親)に弟子入りしていただきます。 以下の条件で町からの委託業務として行っていただきます。 ○委託料:月額225,000円 ○活動に必要な経費(車両借上費、燃料費、出張旅費等):77.6万円 ○住居費:月額42,000円を上限に町が負担 ○活動状況等検討の上、最長3年まで更新可	R5年4月～R5年7月	1名	政策推進課 024-566-2111	9
	地域おこし協力隊(雇用型)	(1)都市地域等に現に住所を有している方等。 (2)農業に精通しているか、もしくは興味があり、新規就農を目指す方で、活動期間終了後も川俣町に定住する意欲のある方。 (3)心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲があり、地域住民と積極的にコミュニケーションが図れる方。 (4)普通自動車運転免許を有している方。 (5)パソコンの一般的な操作ができる方。 ※対象者決定のための選考があります。	□アンスリウムをはじめとした新規就農に向けた取り組み。 山木屋地区での営農の特徴や栽培の実務知識・技術を習得するため、株式会社smile farmの農地でアンスリウムをはじめとした花卉や野菜等の栽培の他、農地経営に必要なスキルを習得しながら、農作物の販路拡大・地域ブランディングを推進していただきます。 □体験農園立上げに関わる新規事業企画・推進 川俣町では、移住をきっかけに就農へ興味を持つ人を増やし定住へ繋げるため、体験農園の設立など就農者確保に向けた取組を推進しています。 ○給与:月額225,000円 ○活動に必要な経費(車両借上費、燃料費、出張旅費等):上限60万円 ○住居費:月額42,000円を上限に受入企業が負担 ○活動状況等検討の上、最長3年まで更新可	R5年4月～R5年7月	1名		9
	就農者確保移住支援金	○継続して3年以上、本町外の地域に在住していた方。 ○本町へ転入して3か月以上1年以内の方。 ○自らの意思で、川俣町に定住(5年以上、継続して居住)し、5年以上継続して対象の農産物を生産される方。 ○新たに、対象農産物に関する就農(以下のいずれかの就農)を開始した方。 ・トルコギキョウについて、間口7m20cm、奥行45mの農業用ハウス3棟またはそれと同等以上の面積で作付けを行い、生産を行うこと。 ・川俣シャモについて、1回の入荷羽数が1,000羽以上となるよう入荷を行い、生産を行うこと。 ○満65歳未満であること。	トルコギキョウ、川俣シャモへの就農をする移住者へ、最大200万円を交付。	R5年4月～R6年3月	2件		9

伊達市	伊達市新規就農者支援事業(農地賃借料補助)	伊達市に住所を有する50歳未満の認定新規就農者又は就農してから3年未満の認定農業者	借り入れた農地に係る賃借料の一部補助 農地賃借料の1/2以内(上限5万円、1万円/10a) ※農地の所有者が3親等以内の親族でないもので、5年以上の貸借期間であること	随時	予算範囲内	農政課農業担い手係 024-573-5635	7
	伊達市新規就農者支援事業(農業機械・施設整備補助)	・伊達市に住所を有する50歳未満の認定新規就農者 ・伊達市版次世代人材投資資金対象の認定農業者	農業機械・施設導入に要する経費の一部を補助 本体50万円(税抜き)以上で3/10以内(上限50万円)	随時	予算範囲内		4
	伊達市新規就農者支援事業(農業後継者支援)	伊達市に住所を有する就農してから3年未満の認定農業者	農業後継者の定着を図るための資金を最長1年間交付 月額3万円(夫婦で就農要件合致の場合月5万円) 加算 配偶者 1万円 子(18歳未満) 1万円(上限2万) ※夫婦就農時は、家族経営協定を締結していること	随時	予算範囲内		4
	伊達市新規就農者支援事業(移住就農者家賃補助)	伊達市に住所を有する50歳未満で就農してから3年未満の認定新規就農者又は農の雇用事業の法人等就業研修生	家賃の一部を最長2年間補助 月額家賃の1/2以内(上限3万円/月) ※市営住宅、3親等以内の親族が所有する住宅除く 農業次世代人材投資資金の交付を受ける者にあつては、交付要件をすべて満たす月の前月まで交付	随時	予算範囲内		8
	伊達市新規就農者支援事業(移住就農者生活支援)	伊達市に住所を有する50歳未満で就農してから3年未満の認定新規就農者(過去3年間に2年以上本市に居住していないことほか)	移住就農した者の定着を図るための資金を最長2年間交付 月額6万円(夫婦で就農の場合月8万円) 加算 配偶者 1万円 子(18歳未満) 1万円 農業次世代人材投資資金の交付を受ける者にあつては、交付要件をすべて満たす月の前月まで交付	随時	予算範囲内		4
	伊達市認定農業者等大型特殊免許取得補助金	伊達市に住所を有する認定農業者、認定新規就農者	大型特殊免許取得にかかる費用の補助 教習費用の50%以内を補助(上限5万円) ※農耕車限定の解除は対象外 市内の教習所を利用	随時	予算範囲内		3,9
伊達市版農業次世代人材投資事業	45歳以上で、新たに農業を始めた就農してから3年未満の認定農業者 ※ほか詳細要件あり	新規就農者の定着を図るための資金を1年間交付する。 月額12万5千円	随時	予算範囲内	4		
桑折町	桑折町就農者支援事業補助金	以下の条件をすべて満たす新規就農者 ・町民である者 ・交付要綱で規定する新規就農者又は、認定新規就農者又は、県が認定する研修機関等で研修を受けている者。 ・年齢が18歳以上65歳以下である者。 ・補助金の交付を受けてから5年以内に認定農業者の認定を受ける意思を持つ者。 ・町内で3年以上営農の継続が見込まれる者。 ・町税その他義務的納金を滞納していない者。 ・暴力団員でない者。 ・過去に「桑折町新規農業者経営活動支援事業」及び「桑折町新規就農農業後継者支援事業」の補助を受けていない者。	○補助金額:500,000円 ○補助期間:最長3年間	随時	予算の範囲内	4	
	桑折町農業後継者奨励金	以下の条件をすべて満たす農業後継者 ・町民である者。 ・交付要綱で規定する農業後継者である者。 ・年齢が18歳以上65歳以下である者。 ・町内で3年以上営農の継続が見込まれる者。 ・町税その他義務的納金を滞納していない者。 ・暴力団員でない者。 ・過去に「桑折町新規農業者経営活動支援事業」及び「桑折町新規就農農業後継者支援事業」の補助を受けていない者。 ・「桑折町就農者支援事業補助金」の交付対象でない者。 ・過去5年以内にこの奨励金の交付を受けていた者が、同一農業経営内にいない者。	○奨励金額:300,000円	随時	予算の範囲内	4	

国見町	国見町経営開始支援資金貸付制度	・認定新規就農者 ・認定農業者で1年以内に就農・55歳未満	・貸付額 70万円以内(加算) ・くにみ農業ビジネス訓練所長期研修修了+町外から移住80万円以内で加算 ・町外からの移住30万円以内で加算 ・貸付内容 新規就農に必要な技術の習得、条件整備等に要する資金 ・償還 貸付けから5年後の経営が一定の要件を満たしていると町長が認めた場合は償還免除 資金利用は1回のみ	随時	予算範囲内		4
	くにみ農業ビジネス訓練所	長期研修 ・国見町在住若しくは国見町内の農地を活用して新規就農する意欲がある者 ・国見町内への農産物の出荷販売を目指し、福島県東北地方で新規就農する意欲がある者 短期研修 ・国見町在住で野菜栽培技術の習得を目指す者 ・国見町内に農産物を出荷販売する者で野菜栽培技術の習得を目指す者	長期研修 農場による「野菜栽培の実践研修」及び短期研修を選択受講 ・研修期間1年 ・研修時間 概ね1,200時間以上 短期研修 野菜栽培の実践、野菜の病害虫防除等6コース(各コース2回～5回)	長期研修 例年2月下旬 短期研修 例年4月下旬	長期研修 3名程度 短期研修 各コース15名	産業振興課産業振興係 024-585-2986	2
	くにみ農業ビジネス訓練所長期研修生家賃補助金	くにみ農業ビジネス訓練所で長期研修を受講している者で長期研修受講修了後は、国見町内への新規就農を予定し、居住し続ける意思のある者	一帯につき支払った月額家賃以内とし、月額38,000円を限度とする。	随時	予算範囲内		8
	農業機械導入支援事業	認定農業者又は新規就農者(見込み者含む)等	取得価格(税抜)50万円以上の農業機械の導入に対して1/10の補助(上限50万円)	随時	予算範囲		4
	地域おこし協力隊(農業技術の取得)	未定	地域おこし協力隊として3年間果樹栽培技術の取得を目指す。	随時	予算範囲		2
二本松市	二本松市新規就農者研修支援事業	新規就農者(市外からの転入者で市内で新たに農家として経営を始める満18歳から満50歳までの者)又は、農業後継者(市内に居住し、自家農業経営の後継者として農業を継承する者であって、満18歳から満50歳までの者)を農業技術習得に取り組み研修者として受け入れ、農業技術を指導する団体に対し二本松市新規就農者支援連絡会議が審査し、市長が適当と認めた団体に対し補助金を交付する。	(1)新規就農者の研修期間中の居住確保のための家賃補助・・・月額家賃の半額(ただし月額25千円限度) (2)新規就農者の研修期間中の安定した生活の維持のための生活費補助・・・1人につき月額70千円 (3)新規就農者及び農業後継者に対して農業技術指導をする受入農家の確保のための技術指導費補助・・・1人につき月額30千円 (4)補助事業を実施するために要する事務費用の一部を補助・・・1団体年額50千円	予算内締め切り	—	農業振興課 0243-55-5116 http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/	4,6,8,9
本宮市	認定農業者育成事業補助金	認定農業者を含む団体、組織、経営規模を拡大する認定農業者(個人)	農業機械及び施設の購入に際し、新規就農者を含む場合は事業費総額の(3/10)以内で補助。他補助事業を併せて活用する場合は事業費総額の(4/10)以内	4月下旬～5月下旬	—	農政課 0243-24-5385	4
大玉村	大玉村農業後継者育成事業	大玉村内に居住し、農業に従事し将来農業経営を継承する20歳以上50歳までの者で、貸付審査会の認定を受けた者。	大玉村が融資預託し農協が行う農業後継者育成資金に対し利子補給を行う。 1)大玉村農業後継者資金貸付事業 ・融資事業主体:JAふくしま未来大玉支店 ・貸付条件:農業経営に必要な種苗、家畜、資材、機械及び施設の設置(土地の購入を除く。)等に要する経費 ・貸付金額:総事業費の80%以内 ・限度額:(一般)500万円(特認)1,000万円 ・貸付利率:農業近代化資金貸付利率に0.5%を加えた額 ・償還期限:10年以内(うち据置期間2年以内) 2)農業後継者資金利子補給事業 ・利子補給額:農業近代化資金基準金利プラス1%と後継者負担率との差額を農協に利子補給する。	春:4月中旬～5月中旬 秋:10月頃(予定)	—	産業課農政係 0243-24-8107 https://www.vill.otama.fukushimajp/	4,9
郡山市	郡山市農業経営改善モデル経営体育成事業	認定農業者、認定新規就農者、こおりやま園芸カレッジ修了生等	税理士、公認会計士等による経営改善アドバイス(各種相談対応、記帳支援、経営分析、次年度計画作成等) ・費用 無料 ・回数 3回程度(希望者宅に訪問)	6月～11月	予算範囲内		9
	郡山市産地担い手育成支援事業	認定農業者、認定新規就農者、こおりやま園芸カレッジ修了生等	ご自身が選んで参加する実践研修、研修会への出席、視察等の費用を補助 ・補助額:対象経費の2分の1以内 ※上限額 技術研修:5万円、視察研修:1万円 ・要事前申請	6月～12月	予算範囲内	農業政策課 024-924-2201	3
	営農管理支援ICT実証事業	認定新規就農者、郡山市青年農業者会、郡山農業青年会議所会員、こおりやま園芸カレッジ修了生、認定農業者(初めての認定となる方)	スマートフォン等を活用した営農管理システムの導入による経営改善支援 ・費用 無料(システムを導入する電子機器、通信に係る費用は自己負担) ・期間 最長4年	前年度3月上旬～中旬	10名		9
	こおりやま園芸カレッジ	園芸作物(野菜、花き)の栽培によりこおりやま広域連携中枢都市圏内(※)に就農しようとする18歳以上60歳以下の方 ※郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町	・野菜、花きの栽培技術習得のための講義、実習、市内先進農家視察等 ・研修期間:1年(4/1～3/31) ・研修時間:概ね1,200時間(155日)以上 ・受講料:無料(傷害保険、教材費、被服類等は別途自己負担) ・就農準備資金対応	前年度12月中旬～1月中旬	3名程度	園芸振興センター 024-957-2880 https://www.city.koriyama.lg.jp 郡山市ウェブサイトから「こおりやま園芸カレッジ」で検索	2
	農業相談会	—	農業・農地に関する相談・お悩みごとについて、地元の農業委員との相談会 ・主な内容 農地の売買・賃借、農地の転用、遊休農地の活用、新規就農、農業者年金 ・開催場所 郡山市農業委員会事務局、各行政センター(富田、大槻を除く)(※) ・開催日時 毎月1回午前10時～(※) ※詳細は郡山市ウェブサイト掲載の農業相談日程表をご確認ください。	随時	—	・農業委員会事務局 024-924-2481 ・各行政センター(富田、大槻を除く) 電話番号は郡山市ウェブサイト掲載の農業相談日程表をご確認ください。 https://www.city.koriyama.lg.jp 郡山市ウェブサイトから「農業相談」で検索	7
こおりやま空家バンク	—	空き家の紹介や空き家を買いたい、借りたい方からの相談対応 農地付き空き家の物件情報も紹介	随時	—	NPO法人こおりやま空家バンク 024-926-0032	8	

田村市	新規就農者経営発展支援事業	・青年等就農計画の認定を受けた者。 ・青年等就農計画における2年目の作付を行う者。	青年等就農計画を達成するために必要な農業用機械・資材等の購入等に対し支援を行う。 ・補助率:定額(10/10)※上限50万円	通年	-	産業部農林課農政係 0247-81-2511 https://www.city.tamura.lg.jp/so-shiki/17/	4
	農業者スキルアップ支援事業	田村市内で新規就農した方もしくは市内で新規就農を計画している方。(65歳以下)	(短期研修タイプ) 経営スキルの向上を目的とした先進地等への視察研修に対し支援を行う。 ・補助率:定額 ※上限5万円 (長期研修タイプ) 認定新規就農者を目指す方が行う2か月以上の研修にあたり、旅費等の支援を行う。 ○対象経費:旅費、傷害保険料 ※上限5万円				3
三春町	三春町新規就農者応援給付事業	・青年等就農計画の認定を受けた者 ・認定時の年齢が65歳未満の者	認定時に30万円、認定から1年経過したときに20万円、2年経過したときに10万円を交付する。	通年	予算範囲内	産業課 0247-62-2112 http://www.town.miharu.fukushima.jp/	4
	三春町新規就農者等住居費補助事業	・三春町内で独立就農し若しくは三春町内の農業法人等に就農し、又は三春町内の就農に係る研修を受講している者で、その期間が2年を超えないもの ・三春町内に転入した満50歳未満の者	家賃月額1/2以内で、月額2万円を限度とし、申請から24か月間 ※町民税等の滞納がないこと				8
小野町	夢のある農業者育成推進事業	○対象者 ・新規就農者及び転職者Uターン者等 ・農業研修生に対しても新規就農者と同様に扱うものとする ○年齢条件あり 50歳以下	新規就農者に対し、就農後1年を経過したときに100千円、2年経過したときに200千円、3年を経過したときに300千円の計600千円を支援金として交付する	通年	制限なし	産業振興課 0247-72-6938 http://www.town.ono.fukushima.jp/	4
須賀川市	新規就農者経営開始支援事業	【新規就農者営農準備資金】 以下の要件を全て満たす者 ・須賀川市内に住所を有する者 ・須賀川市長より青年等就農計画の認定を受けた認定農業者または45歳以上65歳未満の独立就農者で農地の権利を有して1年以内の者 ・農業次世代人材投資資金及び新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業、経営開始資金)の受給者ではない者 ・過去に経営開始支援金を借受けていない者	研修に必要な旅費、図書等購入費、資格取得にかかる経費、育苗や資材の購入費、機械・施設のリース料、農具やパソコン類購入費 ※農業経費に関するものに限る。 ※農具は原価償却の対象となる資産を除く。 ○貸付限度額 50万円以内	随時	5名程度	経済環境部農政課農業政策係 0248-88-9138	3,4
		【親元就農者設備導入資金】 以下の要件を全て満たす者 ・須賀川市内に住所を有する者 ・須賀川市長より青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者で就農区分が親元就農の者 ・農業次世代人材投資資金及び新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業、経営開始資金)の受給者ではない者	農業経営の確立に必要な機械及び施設の購入費 ※農業経営以外への汎用性が低いものであること。 ○設備費用の3/10以内(最大50万円以内)				4
		【岩瀬きゅうり設備導入資金】 以下の要件を全て満たす者 ・須賀川市長より青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者または45歳以上65歳未満で農地の権利を有して1年以内の者 ・10a以上のきゅうり栽培で独立就農する者	きゅうり栽培に必要な設備にかかる経費 ○設備費用の3/10以内(最大50万円以内)				4
	移住新規就農者家賃支援補助事業	以下の要件を全て該当する者 ・貸家の賃貸借契約を締結している者 ・須賀川市内に住所を有する者 ・須賀川市内に転入して3年以内である者 ・賃貸住宅に居住し、間借り利用していない者 ・借家等の所有者と3親等以内でない者 ・世帯全員に市税の滞納がない者 ・須賀川市暴力団排除条例に該当しない者 ・世帯全員が他の家賃手当等の給付を受けていない者	初年度申請から2年間 ○新規就農者1世帯につき支払った家賃月額の1/2(3万円)以内	2名程度	8		
農業担い手育成事業	以下の要件を全て満たす者 ・須賀川市農業公社と雇用契約ができる者 ・研修終了後、須賀川市に居住し、農家として就農する意欲のある者	(研修内容) ・農作業 農業公社が行う定植、肥培管理、収穫、調整作業等の農作業に従事 ・農産加工 農業公社が行う農産加工や商品販売に従事。 ・栽培の実地研修 認定農業者のもとで、定植から出荷までの一定期間、栽培に従事。 ・各種研修会への参加 福島県が主催する研修会等へ参加 (研修条件・待遇) ・研修時間 8時30分～17時15分 ※栽培の実地研修はこの限りではない。 ・休日・休暇 土日・祝日 ※栽培の実地研修はこの限りではない。 ・給与及び通勤手当を支給 ○給与 月額7,000円 ○通勤手当 通勤距離に応じて月額最大20,000円	8月上旬～2月上旬(5年度の募集は終了しました。)	若干名	2		
鏡石町	新規就農者育成総合対策事業補助金(就農準備資金、経営開始資金)町上乗せ補助	新規就農者育成総合対策事業補助金(就農準備資金、経営開始資金)受給者	国が実施する新規就農者育成総合対策事業補助金(就農準備資金、経営開始資金)に対し、給付額の上乗せ助成をする。 ・就農準備資金(最長2年、年間最大15万円) ・経営開始資金(最長3年、最大15万円)	随時	不定	産業課 0248-62-2118 https://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	3,4
	農業就農者支援事業	新規就農時の年齢が50～65歳未満で青年等就農計画の認定を受けた者	最長5年、年間10万円を給付(65歳到達年まで)				4
天栄村	農業経営者育成資金利子補給	村内に居住し、現在農業に従事して、農業経営を実質的に経営する者	農業経営者育成資金に対する利子補給償還元金の1%の額	適宜相談	-	産業課 0248-82-2117	4
	天栄村新規就農者研修支援事業	・年齢が18歳以上49歳までの者で、村内に住所を有している者 ・就農に対する強い意欲と情熱のある者	就農相談、研修先の斡旋、就農前後の実務研修	適宜相談	-	天栄村新規就農者支援センター事務局((一社)天栄村ふるさと夢学校内) 0248-94-2232	1,6

石川町	新規就農希望者への就農相談	新規就農者への就農相談を実施 ・対象者は、町内で就農する農業業者であれば年齢等条件は不問	就農相談及び情報提供	随時	—		1
	新規就農者経営確立支援事業	下記の要件を全て満たすもの ・石川町に住所を有する18歳以上45歳未満である者 ・町長より就農計画の認定を受けた者で5年以上就農することが確実である者 ・最低1年間の生活費に相当の貯蓄がある者	① 研修教育費の助成(1年間限度) ・新規参入者:5万円/月 ・Uターン者、新規学卒者:2万円/月 ② 農地借地料の助成(3年間限度) ・農地借地料の80% ③ 農業機械・施設リース料の助成(3年間限度) ・農業経営開始に必要な機械・施設を導入したリース料の1/2 上限20万円/年 ④ 住宅棟賃借料の助成(3年間限度) ・住宅を借りて就農する際の住宅等賃料の80%助成(上限24,000円/月)	通年	不定	農政課農政係 0247-26-9126	3,4,7,8
玉川村	施設園芸参入支援事業補助金	村内在住者で新規施設園芸参入者及び認定農業業者	ビニールハウス設置に要する経費の1/2で上限165万円(税込)	10月～12月	予算範囲内	産業振興課 0247-57-4627	4
	ビニールハウス更新事業補助金	認定農業業者及び青年等就農計画認定者	ビニールハウスのビニール張替えに要する経費の1/2を助成				4
	担い手づくり支援事業	認定農業業者、認定就農者、人・農地プラン農業業者で経営規模を拡大する方	農業機械に要する経費の一部を補助 本体50万円以上で3/10以内(上限100万円)	通年	予算範囲内		4
	新規就農者確保促進事業補助金	村内在住の新規就農者	農業を営むための初期投資に要する経費の一部を補助 上限50万円	通年	予算範囲内		4
平田村	平田村新規就農者誘致特別措置条例	(1)心身共に健康で原則として経営責任者の年齢が概ね18歳以上50歳未満の者、又は概ね18歳以上50歳未満の共同経営を行う者が3名以上農業経営に参画する者 (2)近代的農業経営を維持・管理する能力又は経験を有する者 (3)前各号に満たない者であって、特に村長が認めた者	① 農地の賃借料1/2を5年間奨励金として交付	随時	不定	産業建設課産業振興係 0247-55-3116	7
			② 経営開始後、最初に取得した施設等にかかる固定資産税相当額を3年間奨励金として交付				4
			③ 農用地等の購入資金及び経営開始年度から2年以内に借入れた家畜導入資金に対し、その借入額の1/5、5,000千円を限度に補助金を交付する				4,7
			④ 農業経営に必要な資金として借入れた制度資金の利子について、その3/5を借入年度から7年間利子補給する 対象となる制度資金の限度額は5,000千円				4
			⑤ 土地、施設等の斡旋				7
			⑥ 村長が特に必要と認めた場合は、農業機械のリースを行う				9
浅川町	浅川町農業担い手育成支援事業補助金	認定農業業者及び認定新規就農者	農業経営改善計画または青年等就農計画に基づき、農業経営の規模拡大及び作業効率の向上・省力化等のために導入する50万円以上100万円以下(消費税は含まない)の農業用機械等を購入する場合、対象経費の10分の1を補助し、100万円以上(消費税は含まない)の農業用機械等を購入する場合、対象経費の10分の2を補助し、100万円を上限とし補助する。	随時	予算範囲内	農政課 0247-36-1183 http://www.town.asakawa.fukushima.jp/	4
古殿町	戦略的産地づくり総合支援事業	認定新規就農者 営農組織法人	農業関連設備整備に対し、補助率7/10の補助を行う	随時	予算範囲内	産業振興課 0247-53-4613 http://www.town.furudono.fukushima.jp/	4
白河市	がんばる新規就農者支援事業	・補助金の交付の対象は、白河市から農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)、経営開始資金の給付を受けている者とする。	・新規就農者が、その経営が不安定な就農初期段階において、安定的かつ計画的に営農に臨めるよう、自ら定めた経営目標の達成のために必要な農業用機械等を導入する取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 ・補助金の額は、交付対象者1人(夫婦で青年等就農給付金の給付を受けている者)にあっては1組。)につき、150万円とする。ただし、交付対象経費の額が150万円に満たない場合は、当該交付対象経費の額を補助金の額とする。 ・この補助金の交付を受けて農業用機械、農業用施設等を購入する場合にあっては、重複して他の補助金の交付を受けてはならない。	随時 (予算額に達し次第終了)	5名	産業部農政課 (農業振興係) 0248-22-1111 内線2250	4
	人・農地相談センター支援事業	・市内の農業従事者 ・白河市内での就農を希望する者	・農業経営力強化に関する相談、農地の賃借に関する相談、認定農業者になりたい、集落営農等の組織化・法人化を進めたい、新たに農業を始めたい、などの相談に専門指導員が応じる。 ・集落説明会の開催、地域での話し合いへの参加、営農指導、「多面的機能支払交付金」申請等の事務手続きの支援を行う。	随時	—	産業部農政課 (農業振興係) 0248-22-1111 内線2258 http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page000213.html	1,7,9
	しらかわ農業未来塾の活動支援	しらかわ農業未来塾 ・市内の新規就農者 ・原則年齢が満50歳未満である者で構成	・しらかわ農業未来塾では、青年就農者を対象とした経営に関する学習会、先進農業施設・先輩農家への視察研修など随時行っている。 ・市内の新規就農者を対象に、しらかわ農業未来塾の活動を周知し、若手の農業者同士のつながりを深め、地域で知識や情報を共有することを目的とし、参加を促す。	随時	—	産業部農政課 (農業振興係) 0248-22-1111 内線2251	2
	ディスカバリー白河農活事業	・就農体験に参加する者 ・就農体験を受け入れる農家	<参加者> 交通費の1/2 上限片道10,000円 宿泊費 上限5,000円/日 ※連泊の場合は、上限30,000円 <受入農家> 5,000円/日	随時	—	産業部農政課 (農業振興係) 0248-22-1111 内線2250	2,3,6

西郷村	西郷村新規就農者支援事業	西郷村長より就農計画の認定を受けた西郷村内在住者	機械整備、研修、資格取得等への支援(最大、60万円、1回限り)	随時	若干名	産業振興課 0248-25-1116 http://www.vill.nishigo.fukushimajp/	3,4,9
	西郷村野菜等生産振興対策事業	西郷村に住所を有する下記の者 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・野菜等の生産、加工および販売をしている者 ・野菜等の生産、加工および販売計画を有する者	①農業用機械：事業費の1/3(上限30万円) ②パイプハウス：事業費の2/5以内(上限50万円) ③農業用資材：定額(5万円以上10万円以内) ④6次化開発費：定額(5万円以上10万円以内)	随時	予算の範囲内		4
	西郷村持続可能な農業振興のためのスマート農業技術等省力化推進事業	西郷村に住所を有する下記の者 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・械等を共同で利用するため、3名以上の農業者(本村に住所を有する者に限る。)で組織された団体	次に掲げる機械等及び付属品の導入に要する経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)への補助。 (1) 農林水産省の「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機械等 (2) 前号の機械等と同等の機能を有し、農業生産の効率化に資すると村長が認める機械 (3) 前2号の機械等を活用するために必要な付属品(補助金の額) 補助対象経費の合計額の2分の1を超えない額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 補助金の交付限度額は、同一年度において、一個人又は一団体につき100万円とする。	随時	予算の範囲内		4
矢吹町	矢吹町フロンティア就農者支援金(案)	(1) 町内に住所を有する者 (2) 町内で新規に就農した者 (3) 年間150日以上農業に従事することができる者 (4) 認定農業者及び認定新規就農者、もしくは認定を受けることが見込まれる者。または、1号から前号までの経営構成員であり、別業種から離職して3年以内の家族経営協定を締結している新規就農者。 (5) 国及び県からの新規就農に対する補助等を受けていない者。ただし、利子補給に関する補助は除く。	年額100,000円とし、3年間にわたって交付するものとする。 ただし、同一世帯で2名以上の申請がある場合は、年額150,000円とする。	-	-	農業振興課農政係 0248-42-2115	4
棚倉町	棚倉町担い手農家支援対策事業 (1) 農業用機械導入支援事業 (2) 農業用施設等導入支援事業	・認定農業者(見込の者を含む) ・認定新規就農者 ・園芸作物の経営規模が20a以上の生産農家 ・農地所有適格法人 又は農地所有適格法人以外の法人	農業用機械及び農業用施設等の導入に要する経費の一部を補助 ・助成対象経費の1/3以内(上限50万円) ・農業用機械は20万円以上、農業用施設等は15万円以上の導入経費が対象	随時	予算の範囲内	産業振興課農林係 0247-33-2113	4
埴町	埴町農作業省力化支援事業	営農集団、認定農業者、認定新規農業者、人・農地プランの中心経営体、3戸以上の農家で構成された農業団体等、農業協同組合、その他町長が適当と認める団体とする。なお、事業主体及び事業主体構成者に国税、県税、町税の滞納が無いことを条件とする。	・農作業の省力化、安全性の向上につながる農業用機械、器具の購入経費の一部、更には農作業の省力化につながる業務委託の一部の補助 【補助の対象】 補助対象となる機械、器具及び業務委託は以下のとおりとし、1件あたりの補助対象額は補助対象機械については120万円を上限とする。 (1) 草刈機(ラジコン式、乗用式、自走式、トラクターアタッチメントモア及び油圧ショベル用草刈アタッチメント等) (2) ドローン(薬剤及び肥料散布用に限る) (3) ドローン、ラジコン式ヘリコプター等を活用した薬剤及び肥料散布等の業務委託 (4) 薬剤及び肥料散布を3戸以上の農家が共同で行う業務 (5) その他、導入することにより、農作業の軽減が図れる先進技術機械、器具の購入、業務委託等で町長の認めるもの 【補助金の額】 1件につき補助対象機械の購入費(消費税含む)の3分の2以内の額とし、限度は80万円。また薬剤及び肥料散布等の業務委託等については10アール当たり1,000円以内の額とする。補助の額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。	随時	予算の範囲内	農林推進課 農政係 0247-43-2118	4
鮫川村	鮫川村新規就農支援住宅 (未来の担い手住宅)	鮫川村において、農業の担い手として鮫川村青年等就農計画の認定を受け、定住する意思のある就農者。 ※就農者の年齢が50歳に達した場合、又は居住期間が5年を経過する場合は退去しなければならない。	貸付料：月額10,000円 (資格者以外の貸付料は、別料金) 構造：木造瓦葺平屋 面積154.02㎡	随時	1	農林商工課 0247-49-3113 http://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page001538.html	8

会津若松市	戦略的農業経営確立支援事業 (園芸産地生産力向上支援事業)	農家、農業団体 (新規就農者については右記の内容)	<p>○アスパラガス、キュウリ、ミニトマトの新規作付、規模拡大のための施設導入に必要な経費 ・補助限度額 新規就農者の場合は、35/100以内の額(上限105万円) ・補助限度額 新規就農者で有機栽培及び特別栽培に取り組む場合又は、地産地消協力農業者である場合は、4/10以内の額(上限110万円)</p> <p>○トマト、トルコギキョウ、イチゴの新規作付、規模拡大のための施設導入に必要な経費 ・補助限度額 新規就農者の場合は、3/10以内の額(上限100万円) ・補助限度額 新規就農者で有機栽培及び特別栽培に取り組む場合又は、地産地消協力農業者である場合は、35/100以内の額(上限105万円)</p> <p>○上記6品目の施設栽培に必要となる、灌水用の井戸の掘削に係る費用 ・補助限度額 新規就農者の場合は、3/10以内の額(上限6万円)</p>	随時	—	農政課 0242-23-9973 http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/	4
	会津若松市農業経営資金利子補給事業 (新規就農者資金)	認定新規就農者	<p>新たな農業用機械や施設の導入、農業経営の継続・改善や自立経営の促進に必要な資金を融資機関から借りた際に、利子を補給することにより、農業者の負担を軽減し、経営改善及び営農活動の継続を支援する。 償還期限:貸付初年度から7年以内(据置期限なし) 市利子補給率:福島県農業近代化資金の基準金利及び利子補給率を採用(令和5年3月20日現在で、基準金利2.25%) 貸付限度額:300万円以内</p>	随時	—		4
	未来ファーマースタート支援事業	市外から市内へ定住する移住就農者等 市が認める研修受入れ先進農業法人等	<p>①農業研修等支援事業【研修生】 本市に移住し、市内先進農業法人等で研修を受ける研修生に対する補助。 ○支援額:6万円/月×最長2年</p> <p>②農業研修等支援事業【受入れ先進農業法人等】 移住者研修生として受入れる市内先進農業法人等に対する補助。 ○支援額3万円/月×最長2年</p> <p>③移住就農者支援事業 本市に移住し、就農を開始する者に対する補助。 ○6万円/月×最長2年</p> <p>④家賃等支援事業 本市に移住し、就農を開始する者(雇用就農・独立・自営)または研修生に対する家賃の一部補助。 ○月額家賃の1/2以内(上限2万円/月)×最長2年</p>	随時	予算の範囲内		3.4.6.8
磐梯町	磐梯町農業経営資金利子補給事業	町内在住の認定農業者及び認定新規就農者 ※原則、認定を受けている期間のみ利子補給の対象となる。	農業経営資金の認定農業者利用貸付限度額1,000万円、認定新規就農者利用貸付限度額300万円に対して、農業近代化資金の基準金利の10/10を年利率として、認定農業者利用10年以内、認定新規就農者5年以内で利子補給を行う。	随時	予算の範囲内	農林課 0242-74-1217	4
	磐梯町就農支援事業	町内在住、かつ町内で新たに就農される方 ※認定新規就農者または近く認定農業者を目指す方、もしくは認定農業者で認定後おおむね3年以内の方 ※8年以内に離農又は町外に転出した場合等は要返還	農業経営の初期投資に係る経費の10/10以内の額で、最大300万円の補助を行う。	随時、令和7年度まで実施予定			4
猪苗代町	猪苗代町新規就農事業	<p>・町外から転入し、本町農業に従事する意欲を十分に持っている概ね60歳未満の者</p> <p>・町新規就農者認定審査会が認める先進農家等で1年程度の農業研修を有し当該農家からの推薦を受けた者</p> <p>・5か年の営農計画書(就農計画書)を提出し、町長が町認定就農者と認めた者(町新規就農者認定審査会において審査する)</p> <p>・補助期間は、新規就農事業補助対象者となってから3年以内</p> <p>・補助金の交付を受けてから5年以内に離農した場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、返還を求める場合がある。</p>	<p>《新規就農者住宅賃借料補助事業》 住宅・農作業場の家賃1か月の2分の1以内(上限25千円)の補助</p> <p>《新規就農者農地賃借料補助事業》 農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき設定された賃借権の賃借料の2分の1以内(上限10a当たり10千円)の補助</p> <p>《新規就農者研修補助事業》 1経営体1か月50千円</p>	随時	予算範囲内	農林課 0242-62-2116	3.7.8
喜多方市	新規就農者経営確立支援事業 ①農地賃借料支援 ②小農具等整備支援 ③住宅賃借料支援 ④経営開始支援 ⑤空き家改修等支援	<p>①②50歳未満の認定新規就農者(農家後継者を除く)</p> <p>③市外から新規参入した50歳未満の就農希望者又は認定新規就農者(農家後継者を除く)</p> <p>④農業次世代人材投資事業(経営開始型)及び新規就農者育成総合対策(営農開始資金)の対象とならない50歳未満の認定新規就農者(農家後継者等)</p> <p>⑤市外より新規参入した50歳未満の認定新規就農者 上記の年齢制限(50歳未満)は就農時点の年齢</p>	<p>① 農地賃借料に要する経費を支援 農地賃借料の80%以内(上限30万円、3年間)</p> <p>② 小農具や小規模な園地整備を支援 事業費の1/2以内(上限30万円)</p> <p>③ 住宅賃借料に要する経費を支援 家賃月額80%以内(上限27千円/月、5年間)</p> <p>④ 経営開始初期段階を支援 ○1年目:5万円/月×上限10月 ○2年目:4万円/月×上限10月 ○3年目:3万円/月×上限10月</p> <p>⑤ 空き家の改修等に要する経費を支援 平地:事業費の1/2以内(上限750千円) 中山間地:事業費の2/3以内(上限1,000千円)</p>	随時	—	産業部農業振興課 0241-24-5277 https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/noushin/797.html	4.7.8
北塩原村	北塩原村新規就農支援事業	村内の認定農業者、または水田作付面積が3ha以上の稲作農家(作業受委託含む)、もしくは農業所得が200万円を超える農家のいずれかで、その農家が18歳以上、60歳未満の就農希望者を一定期間雇用する者。	就農希望者に係る賃金及び通勤手当の定額補助 ○【補助限度額】 ○賃金…時給750円、もしくは日当6,000円で月額126,000円以内 ○通勤手当…1km当たり25円で日額500円以内	随時	予算の範囲内	農林課 0241-23-1334	5

西会津町	西会津町新規就農者あんしんサポート事業	以下の条件を全て満たす者 ・西会津町に住所を有するもの ・申請時に18歳以上55歳未満の者 ・青年等就農計画の認定を受けた者又は申請時の年齢が50歳以上55歳未満の場合は同等の計画を町長が適当と認めた者 ・5年以上継続して営農することが確実であり、認定農業者になる意思がある者 ・前年の世帯所得が600万円以下である者 ・町税等について、申請時現在滞納していない世帯である者	○営農研修費の助成 ・移住就農者及び非農家就農者年額100万円以内 ○経営安定の助成 ・移住就農者及び非農家就農者年額100万円以内 ・親元就農者年額60万円以内 ○施設及び機械等の購入等助成 就農から5年以内に必要となる経費のうち農業用施設、機械器具類の購入費等について1/2以内の額で200万円を上限	随時	—	農林振興課農政係 0241-45-4531	3,4
会津坂下町	就農相談窓口の設置	就農希望者	農業機械の導入や施設整備など補助金の活用をはじめとする新規就農全般の相談に対応している。			会津坂下町産業課農林振興班 0242-84-1505	1
湯川村	頑張る若者応援！新規就農者支援事業	湯川村内に住所を有し、且つ居住しており、国の農業次世代人材投資資金に該当しない以下の者。 ①新規就農支援事業 ・申請時点で50歳未満で、年間150日以上農業に専従 ・認定新規就農者 ・就農後5年以内に認定農業者となる意思がある者 ②親元就農後継者支援事業 ・専門的農家として、認定農業者等の親元や親族経営の一員として、将来的に経営を担う意思のある18歳以上の者	①月10万円の交付支援(最大3年間) ②月5万円の交付支援(最大3年間)	随時	①、②各1名(申込状況により追加も検討)	産業建設課農業振興係 0241-27-8840 http://www.vill.yugawa.fukushima.jp/	4
柳津町	未来の農業を担う若者応援給付金	新規就農者	設備投資等の費用への支援金(単年度上限200万円、5年間上限600万円)	随時	若干名	地域振興課 農林振興係 0241-42-2116 http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/	4
三島町	三島町農産事業基金(新規就農支援事業等資金)	認定新規就農者	・新たに農業を始める際に必要な営農費及び生活費を支援する。 ・貸付期間は10年以内(うち償還猶予期間2年以内) ・貸付利子は無利子 ・償還方法は均等償還(繰り上げ償還可能) ・貸付限度額は300万円	随時	人数の定めなし		4
	三島町農産事業基金(就農研修支援資金)	新規就農研修者(三島町の農地等を利用し新規就農希望する65歳までの者)	・就農研修期間中の生活費を支援する。 ・貸付期間は5年以内(うち償還猶予期間2年以内) ・貸付利子は無利子 ・償還方法は均等償還(繰り上げ償還可能) ・貸付限度額は月額上限50,000円	随時	人数の定めなし	産業建設課産業建設係 0241-48-5566 http://www.town.mishima.fukushima.jp/	4
	農業者支援育成事業補助金	認定新規就農者、認定農業者、農業法人、集落営農等	・農業機械、生産資材等への補助。 ・10万円を超えるものに対し、購入費用の1/2以内かつ30万円を上限に補助。	随時	予算額以内で制限なし		4
	新規就農研修体制整備事業	新規就農研修者の受入農家(三島町内に住所を有する営農者)	・受入農家への謝礼。 ・新規就農研修者1名につき月額58,000円	随時	予算額以内で制限なし		6
金山町	資格取得支援事業	・満年齢が65歳未満で金山町内に住所を有する方又は金山町に永住を希望する方で3年以内の定住の意思がある方 ・対象となる資格を取得され、講習等に係る受講料等の支払いを行った方 ※国家公務員、地方公務員は除きます。 ※福島県狩猟免許、2級小型船舶操縦士(消防団分団長の推せんが必要)については、年齢制限なし。	○対象経費 ・資格試験等の受講料及び登録免許料や、資格取得に必要な能力を取得するための講習等の受講料など ※勤務先から資格取得に対する手当等を受けているときは、手当等に相当する額を対象経費から差し引きます。 ※資格取得の日から前後1年以内のものに限ります。 ○対象資格など ・大型自動車免許、危険物取扱者(甲・乙種)、社会福祉士、食品営業許可、福島県狩猟免許(第二種銃猟免許を除く)、2級小型船舶操縦士など ○交付金額 ・支援金の交付額は、上限10万円とし対象経費の1/2 ・就労に必要な資格等が複数ある場合、対象経費を合算できます。 ・支援金の交付は1人につき年度で1回限りです。	随時	予算の範囲内による	企画課企画係 0241-54-5203 https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/sikaku-syutoku-sien.html	3,9
	金山町新規就農者支援事業補助金	1 福島県農業次世代人材投資事業実施要領による経営開始型資金を受けるものとした場合の独立・就農予定時の年齢が原則50歳未満 2 常勤(週35時間以上で継続的に労働するもの。)の雇用契約を締結していないこと。 3 生活費の確保を目的として国の他の事業による給付等を受けていないこと。 4 親元就農する予定の場合にあつては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割を明確にすること、3年以内に農業経営を継承すること。 5 原則として青年新規就農者ネットワークに加入していること。 6 補助申請時において、前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。 7 就農中の事故に備えて補助金申請時までには傷害保険に加入していること。 8 補助金交付後、3年以内に農業経営基盤強化法に規定する農業経営改善計画又は青年就農計画の認定を受けること。 9 地域おこし協力隊として町長から任命されておらず、任命されたこともないこと。	○補助金額 1年目50万円、2年目20万円、3年目30万円 交付の途中で、福島県農業次世代人材投資事業実施要領による経営開始型資金を受けることが明らかとなった場合は、100万円から前年度までに交付された補助金の額を減じた額を上限として交付し、交付年度以降は、交付対象としない。	随時	予算の範囲内による	農林課農政係 0241-54-5321	4

昭和村	昭和村新規農業参入推進事業	以下の要件を全て満たす者 ・18歳以上 ・昭和村に居住、または今後5年以上、昭和村に居住し、中核的農業者となり得る者(認定就農者、認定新規農業者を目指す) ・研修終了後直ちに就農する者	○ 研修期間 1年 ○ 研修場所 村内農家 ○ 研修内容 宿根カスミノウの栽培及び経営計画 ○ 研修費用助成 指導農家への謝礼金(指導農家へ支払) 研修を終えた方は下記の支援制度があります ●初期経営支援 カスミノウ苗の購入代金の50%助成(上限50万円、2年間) ●農地代助成 地代の50%(上限1万円、3年間) ●住宅・作業小屋家賃助成 家賃の50%(上限1万円、3年間) ●就職奨励金 10万円(就農した場合10万円支給) ●その他、県補助事業、県農業制度金融制度について、導入支援	毎年4月1日～9月末	予算範囲内	産業建設課産業係 0247-57-2117 http://www.vill.showa.fukushima.jp/	1,2,3,4,6,7,8
会津美里町	農業担い手支援事業補助金	以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、かつ居住している就農後1年以内の者 ・定年退職後の申請年齢が55歳以上であって、農業経営改善計画の認定を受けた者	対象事業 ・農機具及び設備購入費、園芸作物における種苗の購入費 * 対象経費の1/2以内(限度額50万以内)	随時	予算範囲内		4
	新規就農者育成奨励金事業	(就農者補助) 以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、かつ居住している者 ・申請時の年齢が55歳未満であって、農業の生計の中心として位置づけ、自己努力と自立経営の意欲をもって5年以上、かつ、年間150日以上農業に専従する者 ・町より青年等就農計画又は壮年就農計画の認定を受けた者 ・就農後5年以内に認定農業者になる意思がある者 ・農業後継者補助の交付対象者でなく、過去に農業後継者補助を受給していない者 (移住新規就農者家賃補助) 就農者補助の交付要件をすべて満たす就農者のうち、新たに町に居住する者で、住居が賃貸住宅である者 (農業後継者補助) 以下の要件を全て満たす者 ・町内に住所を有し居住している者又は新たに居住する者 ・主として農業によって生計を立てている親の農業経営に加わって5年以内の者 ・年齢が18歳以上45歳未満で、5年以上かつ年間150日以上農業に専従する者 ・新規就農者補助の交付対象者でない者	対象事業 ・農業振興の中核となる担い手を確保し、育成するため、新規就農者及び研修受入農家に対し資金を交付 (就農者補助) ・新規就農に対しては月5万円 ・新たに町に居住した新規就農者に対しては月10万円 ・新たに町に居住し夫婦で新規就農した場合は月15万円 * 補助対象期間 36か月を限度 (移住新規就農者家賃補助) ・賃貸住宅の家賃に対する補助 ※対象経費の1/2以内(上限額2.5万円/月)補助対象期間36か月を限度 (農業後継者補助) 月額3万円 ※補助対象期間36か月を限度	随時	予算範囲内	産業振興課農政係 0242-55-1191 http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/	4,6,8
	新規就農者農業研修支援事業	(農業研修補助) 以下の要件を全て満たす者 ・町内に住所を有し居住している者又は新たに居住する者 ・就農準備資金(国庫補助)の交付を受け、県の認定機関で農業研修を行う者 ・研修終了後、町内で就農する意思のある者 (農業研修受入補助) 以下の要件を全て満たす者 ・町内に住所を有し居住している経営体 ・就農準備資金(国庫補助)の交付を受ける研修生の農業研修を実施する経営体(受け入れる研修生は、研修終了後町内で就農する意思のある者とする)	対象事業 本町における就農者の増加及び定着を図るため、研修生と研修受入農家に対し資金を交付 (農業研修補助) ・資金の交付対象となる研修期間1月につき12,500円 ・農業研修を行うために新たに町に居住し、住居が賃貸住宅である者は、資金の交付対象となる研修期間1月につき37,500円 ※補助対象期間:最長24か月を限度 (農業研修受入補助) ・研修生1人につき、資金の交付対象となる研修期間1月ごとに20,000円。ただし、当該年度中2人分までを上限とする。 ※補助対象期間:最長24か月を限度	随時	予算範囲内		3,6

南会津町	新規就農者支援事業 ※国県等の類似する補助事業等に該当する者は除く	【研修業務補助金】 ・補助対象者 ①町内在住者及びUターン者 ②Uターン者:経営責任者の年齢がおおむね18歳以上50歳未満で、配偶者または18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者 ・交付の条件 研修業務終了後、町内で新たに重点振興作物を概ね20%以上栽培し農業を営む者農業経営技術研修機関及び団体に助成	【研修業務補助金】 ○補助金額 1人当たり月額150,000円以内の80% ○助成期間 原則として年6か月以上8か月以内で、最大16か月の栽培期間に限る	随時	—	農林課農政係 0241-62-6220 https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	3
		【初度経営支援補助金】 ・補助対象者 上記研修業務が終了した者 ・交付の条件 町内で7年以上営農の継続が見込まれる者(研修期間は除く)	【初度経営支援補助金】 ○補助金額 1組当たり年額700千円以内 ○助成期間 最長3年間	随時	—		4
	種苗等支援事業	・補助対象者 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体(規約を有する団体に限る) ・補助条件 重点振興作物の新植及び改植に係る苗代等を助成する。 (1)新植:各戸の新植面積が5a以上又は各戸の補助対象事業費が5万円以上 (2)改植:各戸の改植面積が5a以上又は各戸の補助対象事業費が5万円以上 ※ただし、トマトは新植に限る	(1)新植 補助対象事業費の2/3以内(限度額1,000千円) (2)改植 補助対象事業費の1/3以内(限度額500千円)	随時	—		4
	農業用資材支援事業	・補助対象者 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体(規約を有する団体に限る) ・補助条件 重点振興作物栽培に係るハウス被覆用ビニール代及び防草シート代の経費を補助する ※ただし、補助対象事業費は1件あたり100千円以上とする	(1)農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者:補助対象事業費の1/4以内(限度額は300千円とし、3年に1回の申請とする) (2)3戸以上で組織する営農団体(規約を有する団体に限る):補助対象事業費の1/4以内(限度額は1人につき100千円とし、同一人につき3年に1回の申請とする)	随時	—		4
	重点振興作物栽培支援事業	・補助対象者 (1)認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者 (2)農業生産法人、認定農業者 ・要件 新規で重点振興作物を10a以上栽培する者に対し、機械・資材費を栽培初年度のみ助成する ※ただし、国県等の補助事業に採択された事業以外の経費とする	(1)認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者 補助対象事業費の8/10以内(限度額は1,600千円、ただし、農業次世代人材投資資金(経営開始型)受給者は800千円以内) (2)農業生産法人、認定農業者 補助対象事業費の5/10以内(限度額は1,000千円)	随時	—		4
	客土支援事業	・補助対象者 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体(規約を有する団体に限る) ・補助条件 重点振興作物栽培ほ場の面積が10a以上で、10cm以上客土する場合の経費を補助する	補助対象事業費の1/2以内 (限度額3,000千円)	随時	—		4
下郷町	下郷町夢ある農業担い手育成支援事業(農業次世代人材投資資金受給者を除く)						
	下郷町夢ある農業担い手育成支援事業 (新規就農者研修支援事業)	①下郷町認定農業者及び下郷町認定新規就農者 ②農業経営開始時の年齢が18歳以上65歳以下の者	○月額8万円を助成(最長1年間) 「交付条件」 研修終了後、町内で新規に就農することが確実な者	随時	—	3	
	下郷町夢ある農業担い手育成支援事業 (新規就農者経営支援事業)	①下郷町認定農業者及び下郷町認定新規就農者 ②農業経営開始時の年齢が18歳以上65歳以下の者	○月額10万円を助成、最長3年間(農業経営継承者は1/2) 「交付条件」 町内に居住し、5年以上営農の継続が確実な者	随時	—	4	
	下郷町夢ある農業担い手育成新事業 (新規農業経営法人化支援事業)	①下郷町認定農業者 ②下郷町集落営農団体	○農業法人設立登記費用の一部を助成(登録免許税分～上限15万円) 「交付条件」 町内に居住し、10年以上営農の継続が確実な法人	随時	—	4,9	
農地利用集積推進事業	1月1日から12月31日までの間に3年以上の利用権の設定をした者	年数に応じて助成金単価が定められており、認定新規就農者の場合、その助成金単価に4,000円上乗せされる。	—	—	7		
只見町	只見町新規農業参入者支援事業 (研修支援)	以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、新たに農業を始める者 ・18歳以上65歳以下の者であって、18歳以上65歳以下の同居の親族がいる者 ・町内居住し、就農計画の認定後、10年以上当該就農計画に基づき、就農することが確約できる者	○研修期間 1年以内 ○研修場所 町内農家 ○研修内容 施設園芸作物(トマトなど)の栽培及び経営計画 ○研修助成金 8万円/月 ※就農前の研修を対象	随時	予算の範囲による	3	
	只見町新規農業参入者支援事業 (農業経営支援)	上記により新規参入者の認定を受けた者	期間は、5年間で、国及び県の補助事業により導入した施設、農業機械等導入の初期投資額を5年間分割で助成	随時	予算の範囲による	4	
	只見町新規農業参入者支援事業 (農用地借料支援)	上記により新規参入者の認定を受けた者	借受農地の小作料相当額を5年間助成	随時	予算の範囲による	4,7	
	只見町農業振興事業 (重点振興作物新規栽培者支援)	重点振興作物を新規に栽培開始する認定農業者、認定新規就農者、生産組合等	新規栽培に係る定植苗、元肥、施設、資材等の初期経費について事業費の7/10以内(上限100万円)で補助する。	随時	予算の範囲による	4	

南相馬市	多様な担い手育成・確保事業 (新規就農給付金事業)	以下の全ての要件を満たす者 ・市内に住所を有する者 ・市内で農業を営む者 ・50歳以上65歳未満の者 ・青年等就農計画又は青年等就農計画と同等の計画の認定を受けた者	経営の不安定な新規就農者を支援するため、年間最大48万円(最長3年間)を交付する。	随時	不定	南相馬市 農政課 0244-44-6807	4
	多様な担い手育成・確保事業 (農業用機械購入支援事業)	以下の全ての要件を満たす者 ①新規就農者の場合 ア 市内に住所を有する者 イ 市内で農業を営む者 (親元就農者を含む) ウ 経営面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の者 ②新規就農者を雇用する場合 ア 市内で農業経営を行う者 イ 交付申請日において1年以内に、期間の定めのない従業員を新たに雇用し、雇用期間が2年間以上であると見込まれること ウ 本事業で購入する農業用機械を、市内のほか又は作業場等で使用すること	市内の新規就農者又は新規就農者を雇用する者が野菜、果樹、花き等の園芸作物の生産・流通・販売等を行うために必要な機械を購入する経費の一部を補助する。 補助率 3/4以内(最大100万円)	随時	不定		4
	多様な担い手育成・確保事業 (農地賃借料支援事業)	以下の全ての要件を満たす者 ・市内の旧避難指示区域内の農地で、販売目的で農作物を生産する農業者、農業者で組織する団体、農業法人等であること ・農地の賃借期間が1年間以上の契約であること ・交付申請日において1年以内に締結した賃借契約であること ※その他詳細な要件有り	旧避難指示区域内で営農するために農地を賃借した者に対し、その賃借料について、年間最大15万円(最長5年間)を補助する。	随時	不定		7
	多様な担い手育成・確保事業 (移住就農者家賃支援事業)	以下の全ての要件を満たす者 ・独立・自営就農者の場合は、認定新規就農者(既に農業経営開始した者に限る) ・雇用就農者の場合は、農業法人等における雇用期間が2年間以上であると見込まれること ・交付申請日において、本市に住所を有してから1年以内の者であり、かつ、本市に居住の実態がある者であること。 ※その他詳細な要件有り	市外から本市に移住就農(農業法人等が移住就農者を雇用し、借り上げ住宅を提供する場合を含む)した者に対し、その賃貸住宅の家賃の一部を、月額最大6万円(最長2年間)を補助する。	随時	不定		8
新地町	JAふくしま未来そうま地区本部新規就農者支援相談窓口	新規就農を希望するもの	JAふくしま未来が設置した地区本部毎の相談機関として、町も構成員となり、相談支援を実施	随時	応相談	農林水産課 0244-62-2194 農業委員会 0244-62-2195	1
飯館村	未来へつなぐ農業支援事業	具体的要件及び支援内容は検討中であるが、農家が目指す将来像や所得目標毎に、活用できる補助事業を分けて運用を行う予定。対象者要件に新規就農者の枠も設ける見込み。	※下記項目は現段階での案であり、詳細を今後検討していく中で項目内容が変更になる可能性あり。 ○指導員依頼・技術向上研修費に係る補助 ○施設整備に係る補助 ○スマート農業技術導入に係る補助 ○技術継承・次世代育成(雇用)に係る補助 ○新品種導入に係る種苗費補助 ○優良雌牛導入に係る経費補助	随時	予算範囲内	飯館村産業振興課 0244-42-1621	2,3,4,5,6

広野町	広野町農業次世代人材育成奨学金	1 高等学校又は農業関係の専修学校、短期大学若しくは大学に進学した者で、当該進学をする前に、引続き1年以上、福島県内に住所又は居所していた者。 2 将来、広野町で就農し、農業専業農家になろうとする者。 3 心身ともに健康で、将来、農業経営者または補助者としてふさわしい資質を有する者。 4 広野町又は国、県若しくは他の団体から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者。 ※上記4項目全て該当する者に限る	○内容○ 広野町の農業振興と農業後継者を確保するため、その修学に必要な奨学金を貸付。就農から引き続き5年間、農業に基幹的に従事した場合や農業経営の補助者として従事した場合は返還を免除。 ○貸付金額○ 高等学校：月額10,000円 大学：月額40,000円 農業短期大学校又は道府県農業大学校：月額15,000円	通年	予算範囲内	産業振興課 0240-27-4163	9
	新規就農者確保促進事業	1 収入補填 ①認定新規就農者 ・農業経営をしている者 ・交付終了後、5年以上町内に居住し、かつ、本町で農業経営を継続する者 ・前年の世帯全体の所得が600万円未満である者 ②就農研修生 ・交付終了後、5年以上町内に居住し、かつ、本町で農業に従事する者 ・交付決定から2年以内に認定新規就農者になる者 ・前年の世帯全体の所得が600万円未満である者	①月額10万円 但し、新規就農者育成総合対策実施要綱に定める経営開始資金を受ける者は月額5万円 ・支給開始月から3年を限度 ②月額5万円 ・支給開始月から2年を限度				9
		2 家賃補助 ①認定新規就農者 条件は前記1の①に同じ ②雇用就農者 ・交付終了後、5年以上町内に居住し、かつ、本町で農業に従事する者 ・申請者が当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の契約者であり、かつ、申請者名義で家賃の支払いをしていること。 ③就農研修生 ・交付終了後、5年以上町内に居住し、かつ、本町で農業に従事する者 ・交付決定から2年以内に認定新規就農者になる者 ・申請者が当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の契約者であり、かつ、申請者名義で家賃の支払いをしていること。	①月額6万円を上限 ・支給開始月から3年を限度 ②月額6万円を上限 ・支給開始月から2年を限度 ③月額6万円を上限 ・支給開始月から2年を限度				8
		3 指導料補助 ①就農研修生受け入れ農業法人、農業団体、認定農業者等	①研修生1人当たり月額3万円 ・研修生1人につき支給開始月から2年を限度				6
	新規就農者経営支援事業	①認定新規就農者(移住者) ・農業経営を開始する準備している者又は農業経営を開始して5年以内の者 ・交付終了後、5年以上本町で農業経営を継続する者 ②認定新規就農者(移住者でない者) ・前記①に同じ	①農業経営の開始、規模拡大等に必要なもの導入に係る費用であって上限100万円 ・1経営体当たり1回 ②前記①の内容で上限50万円				4
	農業者大型特殊自動車免許等取得支援事業	①本町に住居登録があり、町内で農作業をする農業者又は町内の農業法人等へ就職した者 ・普通自動車免許を取得している者 ・大型特殊自動車免許(農耕者に限る)又はけん引免許を取得していない者 ・大型特殊自動車免許又はけん引免許が必要な車両を所有する又は使用する者	①自動車教習所で免許取得する費用の1/2以内 ・大型特殊自動車免許は上限5万円 ・けん引免許は上限8万円				9
スマート農業導入支援事業	①認定農業者又は農業改善計画が設定される見込みの者 ②認定新規就農者又は青年等就農計画が認定される見込みの者 ③本町で農業を営む法人で認定農業者又は認定新規就農者である者 ④農業者が組織する本人格を持たない団体で、本町で農作業を行う者	①～④ ・農業技術の向上や生産の効率化に資するICT機器及びロボット技術の導入に要する経費の2/3以内の額で100万円限度 ・当該経費において国等の補助を受ける場合は、国等の補助残額の2/3以内とし、上限100万円	4				
楡葉町	楡葉町子育て世帯等住宅取得奨励金	新規就農若年夫婦への住居確保支援	町内に住宅を取得した若年夫婦や子育て世帯に対し町で奨励金を支給する。 なお、奨励金は100万円	随時	予算範囲内	こども課 0240-23-5515	9
	楡葉町新規就農者賃貸住宅家賃補助事業	新規就農者や農業法人等へ就職・研修者	賃貸住宅の家賃の一部を補助する。家賃月額の1/2かつ上限額20,000円	随時	予算範囲内	農林水産課 0240-23-6104	8
	楡葉町認定新規就農者住宅取得奨励金	認定新規就農者	認定新規就農者に対し、新規で住宅を取得した場合に奨励金を交付する事業。奨励金100万円	随時	予算範囲内		9
	楡葉町甘藷栽培支援事業	甘藷農家(楡葉町甘藷生産部会の加入者)	100万円までの農業用機械及びビニールハウスを対象として、購入価格の3/4を補助。	随時	予算範囲内		4
		甘藷農家(楡葉町甘藷生産部会の加入者)	甘藷栽培作付奨励金として、1aあたりの苗代及び生産資材費相当額を交付。	随時	予算範囲内		4
	楡葉町帰還農業者支援事業	楡葉町に農地を持つ農業者	小規模営農者向けに50万円までの農業用機械及びビニールハウスを対象として、購入価格の3/4を補助します。	随時	予算範囲内		4

富岡町	『新たな農業担い手』応援事業	町内で年間150日以上農業に従事する方 満18～50歳の方 認定新規就農者 【交付条件】 町に住居登録 交付終了日以降5年間町内で営農 町税未納なし	最大2年間 収入補てん 10万円/月 家賃補助(上限7万円)/月	随時	予算範囲内	富岡町 産業振興課 農業振興係 0240-22-9009	4.8
	『農業研修』応援事業	町内で年間150日以上農業に従事する方 満18～50歳の方 【交付条件】 町に住居登録 交付決定から2年以内に認定新規就農者の認定 町税未納なし	最大2年間 生活費補助 6万円/月 家賃実費額(上限5万円)/月				3.8
	『農業法人』応援事業	【対象者】 設立から5年以上経過、又はそれに値する実績のある農業法人 交付決定から1年以内に町内で営農を開始する農業法人	補助対象経費(事業用地取得費、社屋整備費、機械整備費など)2分の1、上限1000万円 1回限り				4.7
	富岡町 がんばる農業 支援事業	富岡町内で農業(自家消費を含む)を行う際に施設や農業機械を設置または購入された方 富岡町民で町税等の未納がなく、町内で農業を行う者等 (世帯に対する補助:1世帯当たり1度のみ)	平成29年4月1日以降に設置または購入した農業用施設の設置費(ビニールハウス、畜舎、倉庫等) 農業用機械の購入費(管理機、トラクター、コンバイン、防除機等) 補助率:整備費、購入費の3/4 上限額:500千円 (国・県等の補助金の交付を受けているもの、汎用性の高い機械等は補助の対象にならないものもある。)				4
	富岡町農業ステップアップ支援事業	【対象者】 町内で先進的に農業を営む認定農業者等 【交付条件】 町内に住所を有する認定農業者で下記の条件を満たす者 ①町民で町税等の未納がない者 ②経営規模が30a以上、または農産物販売額が50万円以上の者 ③代表が認定農業者で構成される3戸以上の団体	【支援内容】 町内で先進的に農業を営む、認定農業者等が規模拡大(生産・流通・販売)等を行うために必要な技術及び機械等を導入する経費の一部を補助します。 【支援内容】 規模拡大のための導入した				4
富岡町定住化促進対策住宅助成事業	下記項目すべてに該当すること ●富岡町に10年以上定住することを誓約する者。 ●町内居住届を提出する者。 ●取得又はリフォームする住宅の持分を2分の1以上有する者で住宅の所有者のうちの一でなければならない。 ●取得又はリフォームした住宅の固定資産税の納税義務者となる者。 ●取得する住宅に定住する世帯全員に、町税等の滞納がない者。 ●過去にこの助成金交付対象者となっていない者。 ●世帯員のいずれもが富岡町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者。	●助成対象者が居住することを目的に住宅の取得(新築・建売・中古)又はリフォームするための経費であること。 ●助成金の交付回数は、申請者に対して1回限りとする。 ●当該年度内に完了する見込みのあるものとする。ただし、平成25年3月25日以降の住宅の取得又はリフォームに関しては、日付を遡り対象とする。 ●併用住宅の場合、居住面積が1/2以上であること。 ●この助成金は、住宅の取得又はリフォームした場合に交付するものとし、助成対象経費の15%又は300万円のいずれか低い額とする。なお、助成額1万円未満の端数は切り捨てるものとする。 ●国又は地方公共団体が行う補助金は、控除するものとする。(被災者生活再建支援金は、控除しない。) ●福島県外からの移住者で福島県事業の『来て ふくしま 住宅取得支援事業』に該当する場合、併せて助成金を受けられることができる。(県事業と併せ最大400万円となる)	随時	予算範囲内	富岡町 都市整備課 都市計画係 0240-22-9008	8	
川内村	川内村新規就農者雇用育成事業	新たに新規就農者を雇用する本村農業経営体(法人経営体又は法人化を予定している経営体とする。) ①1か月に15日以上新規就農者を農作業(農業技術に関する研修等も含む。)に従事させること。 ②前号の要件を満たす月数が6か月以上であること。	1か月100,000円(1人当たり) 上限24か月	随時	予算の範囲内	産業振興課農政係 0240-38-2112	5
	若者定住応援交付金	40歳未満の県内外から移住される方	単身20万円・世帯30万円(うち5万円は商品券) 賃貸住宅の家賃補助:家賃の1/2(上限2万円、最長36ヶ月分)	随時	予算の範囲内	総務課企画政策係 0240-38-2111	8
	移住お試し滞在支援補助金	移住を検討している県内外の方	村内宿泊料補助:ひとり一泊3,000円(6泊分まで)	随時	予算の範囲内	総務課企画政策係 0240-38-2111	1.9
	「来て かわうち」住宅取得等支援事業補助金	県内外から移住される方	新築:建築費の1/10(上限200万円) 中古:取得価格の1/3(上限70万円) 増改築:工事費の1/10(上限70万円) ※世帯の状況等により補助額の加算や、福島県事業の加算があります。	随時	予算の範囲内	総務課企画政策係 0240-38-2111	8
大熊町	生きがい農業等支援補助金	町内で農業を行う個人農業者	農作物の生産に必要な農業機械の購入、施設整備設置費用に対し支援 (対象経費の3/4 上限100万円)	—	—	大熊町産業課農政係 0240-23-7137	4
	大型特殊免許等取得支援補助金	町内の農業者及び法人等へ就職した者	大型特殊免許等取得するための教習費用に対し支援 (教習費用の1/2 上限大型特殊5万円・けん引8万円まで)	—	—		4
	農業法人施設整備等支援補助金	農業法人	社屋・農業機械倉庫等を整備するための土地取得費用に対し支援 (対象経費の1/2 上限1,000万円) ※町内で10年以上継続して営農すること。	—	—		4
	原子力被災12市町村農業者支援事業自己負担支援補助金	福島県12市町村農業者支援事業の交付決定を受けた者	自己負担分に対し支援 (対象経費の1/2 上限1,000万円まで)	—	—		4

浪江町	1. 浪江町農業担い手確保のための支援事業(以下5事業)			随時	予算の範囲内	農林水産課農政係 0240-34-0245	
	①新規就農者確保促進事業	認定新規就農者で経営を開始した者	新規就農者及び新規就農を希望する者に対し、収入及び家賃の支援。 ①収入補てん 月額10万円、家賃補助 限度6万円/月				8,9
		雇用就農者	②家賃補助 月額6万円を上限				8
		就農研修生	③収入補てん(月額5万円)、家賃補助(限度6万円/月)				8,9
		研修受入れ農家	④指導料 研修生1人あたり月額3万円				6
	②新規就農者経営発展支援事業	移住者	新規就農者の経営開始時の自己資金の負担軽減や、経営発展に必要な設備投資への支援 ①経営発展等に必要な経費(1経営体あたり限度100万円)				4
		移住者でない町民	②経営発展等に必要な経費(1経営体あたり限度50万円)				4
	③農業法人参入促進支援事業	町内で営農をする法人	農業法人が農地及び拠点となる事務所等を賃借する際の賃借料を支援。 ①農地の賃借料の1/2で5千円/10aかつ1経営体当たり年間25万円を限度とする ②事務所等の賃借料(限度10万円/月)				7,8
	④大型特殊免許等取得支援事業	町に住居登録がある農業者	営農に必要な大型特殊免許取得の教習費用の1/2(限度5万円)				9
		雇用就農者で普通免許を取得している者	営農に必要な牽引免許取得の教習費用の1/2(限度8万円)				9
⑤スマート農業導入支援事業	認定農業者 認定新規就農者 農業者が組織する団体	スマート農業の導入に必要な経費を支援。 スマート農業技術の導入又は技術の利用に要する経費(通信料除く)の2/3(限度100万円)	9				
2. 立上がる営農等への支援事業	農業者が組織する団体 新規参入者	浪江町内で本格的な営農の再開に向けた活動、担い手の確保や販売促進に向けた活動に必要な経費の一部を支援 (補助率:整備内容によって1/2若しくは2/2、1団体当たりの上限200万円)	4				
3. 自作地等における園芸作物支援事業	出荷・販売を目的とする園芸作物等の種子又は種苗を購入し、町内の自作地等において作付を行う農業者	園芸作物等(野菜、果樹、花卉、食用作物(稲類を除く))種子・種苗の購入費用の3分の2または10万円のどちらか低い額	4				
葛尾村	葛尾村農業再生アクションプラン支援事業	①集落営農組織 ②対象作物作付農家	①集落営農組織の設立または集落営農組織から法人化する組織を支援 ②米、ピーマン、そば、大豆作付け者を支援	随時	予算範囲内	地域振興課 0240-29-2111	4
	家畜導入事業	畜産農家	500千円/頭を上限に素牛の導入を支援する。	随時	予算範囲内		4
いわき市	担い手・就農支援促進事業	新規就農を希望する者	市内で就農を希望する者の就農相談に対応する	通年	-	生産振興課担い手支援係 0246-22-1148	1
	農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業	認定農業者、認定新規就農者、3戸以上の農業者で組織する団体(生産部会など)	○概要 本市独自の農業生産振興策である「農業生産振興ブランド戦略プラン」に基づき、市内農産物の生産力促進や生産設備・機械の導入、販路の拡大、6次産業化、スマート農業の推進など本市農業の生産振興に係る事業に対し補助金を交付し、いっきらしい活力ある農業の実現を図るもの。 ○支援内容 (1)園芸作物/パワーアップ事業 (2)チャレンジ作目導入事業 (3)スマート農業事業 (4)直売所ステップアップ事業 (5)6次化推進事業 (6)農産物のブランド化・販路拡大事業 【補助率】 (1)・(2):振興作目:2/3以内 振興作目以外:1/2以内 (3):2/3以内 (4)~(6):1/2以内 ※(6):商標取得・有機栽培認証取得に関しては定額 【補助限度額】 (1)・(2):振興作目:200万円(ハウスについては400万円) 振興作目以外:100万円(ハウスについては200万円) (3):300万円 (4):100万円 (5):ハード事業:75万円 ソフト事業:100万円 (6):50万円	4月~5月	予算範囲内	生産振興課生産振興係 0246-22-7479	4
JA福島中央会	農業後継者育英基金 新規就農者研修事業	新規就農希望者や新規就農者を対象に経営感覚の習得や簿記・税務など基本的な項目を学ぶための研修等を開催するJA	県内での就農を希望し、JA管内で技術研修を受けているまたは受ける予定の新規就農希望者等を経営者として育成するため、技術研修と別に、経営感覚の習得や簿記・税務など基本的な項目を学ぶための座学をJAが実施する場合、研修経費の一部を助成する。 ・助成金額は1JA上限450千円	令和5年9月末〆切	県内で5件		3
	農業後継者育英基金 農業高校等交流事業	県内の農業高校の生徒や農業短期大学等の学生を対象に農業の魅力発信の場として交流事業を実施するJA	農業を勉強している農業高校生や農業短期大学等の学生を農業に呼び込むため、JAや先輩農業者による農業の魅力発信の場として実施する生徒や学生との交流事業にかかる経費の一部を助成する。 ・助成金額1JA上限50千円	令和5年9月末〆切	県内で5件	食農振興部 担い手支援課 024-521-7334	9
	農業後継者育英基金 新規就農者JA出資型法人受入研修事業	令和4年4月1日から令和5年3月31日のうち3か月以上新規就農希望者を研修生を受入れたJA出資型法人	新規就農希望者を研修生として受け入れたJA出資型法人に対して、活動経費の一部として定額助成する。 ・助成金額は1JA(1法人)100千円	令和5年9月末〆切	県内で5件		6

JAふくしま未来	担い手育成給付事業	<p>①農業後継者(親元就農者(退職又は定年帰農者も含む))・新規就農者(親元就農以外の新規就農者、他業種からの就農者)・農業法人・2名以上の担い手が共同で農業に関連する事業を行う営農集団。但し、対象となる後継者・新規就農者は申請時の年齢を68歳以下とする。</p> <p>②新規就農者の場合は永住組合員の推薦書を添付すること</p> <p>③新規就農者の個人の場合は就農後5年以内。農業後継者(親元就農者(退職又は定年帰農者も含む))および農業法人、営農集団は就農または設立後3年以内とする。</p> <p>④事業費並びに生産販売数量・販売額についてJAで確認できる者とする。</p>	<p>1 給付額 個人・団体ともに申請額の1/2以内とし50万円を上限とする。</p> <p>2 総給付額 2,500万円以内とする。(※管内福島・伊達・安達・そうま地区別に予算額が異なる)</p> <p>3 内容 ①農業経営の規模拡大にかかる資金 農業所得の向上を目的とした生産や新たな栽培技術(気象災害対策を含む)、特色ある産品の開発などに必要な機械購入費・施設整備費・家畜や種苗の購入費・圃場条件整備費などに要する経費とする。 ②新規営農開始にかかる資金 新たに営農を開始するために必要な機械購入費・施設整備費・家畜や種苗の購入費・圃場条件整備費などに要する経費とする。 ③研修にかかる資金 新規就農による技術習得、新たな栽培技術等の研修に要する費用(通年を通しての営農技術習得などの研修に関するもの) ④その他、組合長が特に認める資金 上記用途のほか、本事業目的達成のため必要と認められるもの。 ⑤給付対象外とするもの 行政・JA・その他団体等からの補助を受けたものについては対象としない。 但し、農業次世代人材投資事業及び新型コロナウイルス感染症の影響を克服するための経営継続補助金は対象とする。 農業以外への汎用性の高いものを除く。</p>	<p>第1期 受付5月 末まで</p> <p>※第2期 受付11 月末まで</p> <p>※地区予 算の上限 に達しない 場合のみ。</p>	<p>営農経済部 営農経済企画課 024-573-1303 https://www.ja-f-mirai.or.jp/</p>	3,4.9	
JA福島さくら たむら統括セ ンター営農課	令和5年度JA福島さくら たむら地区 農家応援団事業	<p>支援対象者 認定就農者 定年帰農者等</p> <p>助成要件 県就農計画認定取得者 田村管内に定住し5年以上就農する事</p>	<p>県就農計画認定取得者 10万円/人</p>	<p>令和5年 3月1日 ~令和6 年2月28 日まで</p>	3名	<p>営農経済部 営農課 TEL: 0247-82-6172 FAX: 0247-82-6164 メール: t-einou@ja-fsakura.or.jp</p>	4
JA夢みなみ	園芸施設拡大支援助成事業	<p>夢みなみ農業協同組合の組合員で、きゅうり・トマト・ブロッコリーの栽培をし、意欲的に面積拡大に取り組む個人(新規就農者含む)及び団体とする。※今後3年以上栽培を継続する意思のある方。</p>	<p>・(JAより購入する)パイプハウス(新規・規模拡大)の購入費用及び予冷庫・定植機購入費用助成 【1申請者あたり100万円上限】 ※対象主要品目(きゅうり・トマト・ブロッコリー)のみとし、雨よけ栽培・防虫ネット栽培を含むものとする。</p>	<p>令和5年 3月1日 ~令和6 年2月末 日まで</p>	予算内で あれば制 限なし	<p>営農部 0248-22-5155 https://www.ja-yumeminami.or.jp/</p>	4
JA会津よつば	園芸振興助成事業 (簡易パイプハウス及びびかん水設備 の導入支援)	<p>(1)当JAの組合員であること。 (2)販売を目的とした園芸作物であり、当JAからの購入品であること。 (3)新規栽培者は10a以上、既存栽培者は規模拡大3a以上の施設面積及び栽培面積であること。 ※団体申請の場合であっても受益者それぞれが支援要件を満たしていること。</p>	<p>新規栽培者・露地からの転換は20%以内、規模拡大については10%以内とする。 更に、水田転作(稲作⇒畑作)の場合5%上乗せ、アスパラガス栽培は10%上乗せ、花き(全品目対象)栽培は20%上乗せ、会津野菜館・JAの選果場の全量利用で20%上乗せ、園芸ギガ団地形成の場合10%上乗せとする。</p>	令和5年 4月末日	予算内で あれば制 限なし	<p>営農部園芸課・各センターにて 受付</p>	4
	園芸振興助成事業 (種苗・球根・苗木の導入支援)	同上	<p>新規栽培者のみ10%以内とする。 更に、水田転作(稲作⇒畑作)の場合5%上乗せ、アスパラガス栽培は10%上乗せ、花き(全品目対象)栽培は20%上乗せ、会津野菜館・JAの選果場の全量利用で20%上乗せ、園芸ギガ団地形成の場合10%上乗せとする。</p>				
	園芸振興助成事業 (難防除対策が必要な作物への防除 指定薬剤購入費の支援)	同上	<p>アスパラガス・きゅうり土壌病害・モモせん孔細菌病の指定薬剤購入費の50%以内とする。 但し、モモせん孔細菌病については、追加防除分のみを対象とする。</p>				